

**改正**

平成元年規則第12号

平成30年8月22日規則第49号

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和49年9月武蔵野市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請書)

**第2条** 条例第2条に規定する社会福祉法人助成申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(法定通知書等)

**第3条** 市長は、補助を決定したときは、補助指令書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、助成をしないことを決定したときは、社会福祉法人資金助成申請却下通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。

(計画変更、廃止承認申請書)

**第4条** 条例第5条の規定により事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、事業計画変更（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 事業の計画を変更しようとするときは、前項の申請書に、計画変更後の事業計画書及びこれに伴う収支予算書を添付しなければならない。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成元年3月10日規則第12号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

**付 則**（平成30年8月22日規則第49号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。